別紙1 事業日程

(第4条関係)

1 基本設計図書の提出期限平成 21 年 7 月 31 日2 実施設計図書の提出期限平成 21 年 11 月 30 日3 本件工事着工予定日平成 21 年 4 月【1】日4 本施設の引渡予定日平成 23 年 3 月【31】日5 供用開始予定日平成 23 年 4 月 1 日6 契約終了日(施設供用業務終了日)平成 38 年 3 月 31 日

別紙2 本事業用地

(第5条関係)

1 用地の概要

項目	概 要
敷地の位置	一宮市奥町字六丁山 24 番地
敷地面積	約 11,690 ㎡ (既存の斎場施設の敷地を含む。)
用途地域	市街化調整区域
形態規制	建ぺい率 60% 容積率 200%
土地の所有者	市

(*次頁の事業実施場所参照)

2 既存施設の概要

項目	概 要
敷地位置	一宮市奥町字六丁山 24 番地
竣工	昭和 38 年 4 月 1 日
施設	本館、休憩室、その他
建築面積	969. 63 m²
延床面積	969. 63 m²
構造	RC 造、S 造
階数	平屋建
炉数	火葬炉8基、汚物炉1基

(事業実施場所)



敷地位置図

別紙3 設計業務着手時提出書類

(第 10 条関係)

1 基本設計業務着手時

提出書類等	提出部数
基本設計着手届	2 部
基本設計工程表	2 部
基本設計計画書	2 部
主任技術者届	2 部

2 実施設計業務着手時

提出書類等	提出部数
実施設計着手届	2 部
実施設計工程表	2 部
実施設計計画書	2 部
主任技術者届	2 部

別紙4 設計図書

(第12条第1項、第13条第1項関係)

1 基本設計業務完了時

設計図: 4部(A1:1部, A3縮小版:3部)

基本設計説明書:10 部構造計算資料:2 部じゅう器備品リスト及びカタログ:2 部

2 実施設計業務完了時

設計図: 4部(A1:1部, A3縮小版:3部, データ1式)

実施設計説明書:2部工事費内訳書:2部数量調書:2部設計計算書(構造・設備他):2部じゅう器備品リスト及びカタログ:2部地質調査資料:2部

別紙 5 着工時の提出書類

(第 21 条第 1 項関係)

工事実施体制	2 部
工事着工届	2 部
現場代理人及び監理技術者届(経歴書を添付)	2 部
下請業者一覧表	2 部
仮設計画書	2 部
工事記録写真撮影計画書	2 部
施工計画書	2 部
主要資機材一覧表	2 部

[※] 着工時の提出書類は、建設企業が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工 事監理者が市に提出する。

別紙6 完工時の提出図書

(第30条第4項関係)

市による完工確認の通知に必要な下記の完工書類を原図 1 部、製本 (原寸) 2 部、製本 (縮小) 3 部、CAD データー式を提出すること。なお、これらの図書を本施設内に保管すること。

工事完了届

検査試験成績書

火葬炉に関する性能試験結果

保守点検指導書

保証書

消防法第17条の3の2の規定による検査済証

建築基準法第7条第5項の規定による検査済証

建築基準法第12条第3項の規定による届出書の副本

建築士法第20条第2項の規定による工事監理報告書

建設廃棄物処分計画書及び建設廃棄物処分報告書

実施工程表

その他必要となる検査済証、届出書、報告書等

完成図(完工図(建築、電気設備、機械設備、什器備品配置表)等)

工事日誌

工事記録写真

什器備品リスト及びカタログ

確認通知書

選定事業者による完工検査の実施状況報告書

その他必要図書

※ 完工時の提出図書は、完工検査及び設備等の試験運転後、市に提出する。ただし、建 設企業が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する。

別紙7 事業者等が付保する保険

(第17条、第34条第1項第5号、第54条第2項関係)

事業者は以下の条件を満たす保険を、事業者の費用負担において付保するものとする。 ただし、保険の名称等を含めその詳細については事業者の提案によるものとする。

1 本件工事期間

(1)建設工事保険

保険の対象:工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生

じた損害

補償額:請負代金額

保険期間:本件施設の着工目からしゅん工検査合格書が交付される目まで

被保険者:事業者

(2) 第三者賠償責任保険

保険の対象:設計業務・工事監理業務に起因し建築物を滅失、毀損させたことによ

り、第三者に与えた法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

補償限度額:1事故当たり1億円(ただし、対人1名当たり5千万円)

1年間につき1億円

保険期間:本件施設の着工日から引渡日まで

免責金額:[提案による]

被保険者:事業者

2 施設供用期間

(1) 第三者賠償責任保険

保険の対象:維持管理業務及び運営業務に伴い第三者に与えた損害について法律上

の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額:対人:1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物:1事故当たり1億円以上

保険期間: 運営期間

免責金額:[提案による]

被保険者: 事業者

(2)火災保険

保険の対象:事業者が設置する本件施設

補償限度額:再調達価格相当額

保険期間: しゅん工検査合格書が交付された日の翌日から運営期間の終了日まで

免責金額:[提案による]

被保険者: 事業者

3 解体工事期間

(1)建設工事保険

保険の対象:工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生 じた損害

補償額:請負代金額

保険期間:本件施設の着工目からしゅん工検査合格書が交付される目まで

被保険者:事業者

(2) 第三者賠償責任保険

保険の対象:設計業務・工事監理業務に起因し建築物を滅失、毀損させたことによ

り、第三者に与えた法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

補償限度額:1事故当たり1億円(ただし、対人1名当たり5千万円)

1年間につき1億円

保険期間:本件施設の着工日から引渡日まで

免責金額:[提案による]

被保険者:事業者

別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

(第 14 条第 3 項第 4 号、第 35 条第 2 項第 4 号、第 37 条第 1 項第 4 号、 第 39 条第 3 項、第 41 条第 3 項、第 62 条第 2 項関係)

1 整備期間

整備期間中に不可抗力が生じ、本施設に損害(ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下、本別紙 8(不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合)において同じ。)、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が整備期間中に累計でサービス購入料のうち、施設整備費の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。

2 本施設の引渡日以降

本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本施設に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき委託料の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。